

館山若潮マラソン大会に係る協賛等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館山若潮マラソン大会（以下「大会」という。）に係る協賛、出店、写真撮影販売及びグッズ販売（以下「協賛等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)「協賛等」とは、大会及び館山市のスポーツの振興・発展に寄与するため、「金銭」、「物品」又は「金銭及び物品」を提供することをいう。

(2)「出店」とは、大会会場内で商品等の展示・販売することをいう。

(3)「写真撮影販売」とは、販売を目的に大会会場等で選手を撮影することをいう。

(4)「グッズ販売」とは、大会オリジナルグッズ等を作成・販売することをいう。

(承認の基準)

第3条 協賛等は、次の各号に該当するものについて、承認することができる。

(1) 国又は地方公共団体の施策の推進上有益であると認められるもの。

(2) 堅実な活動実績を有し、かつ、大会への協賛等の能力が十分であると認められるものであること。

(3) その他、館山若潮マラソン大会事務局（以下「大会事務局」という。）又は館山市に有益であると認められるもの。

2 前項の規定にかかわらず、大会事務局で不適当と認められる協賛等については、承認しないものとする。

3 第1項の規程による協賛等の金額は、別表1及び別表2のとおりとする。

(申請の手続)

第4条 協賛等を申請しようとする者は、別紙「協賛申込書」、「出店申込書」、「写真撮影販売申込書」又は「グッズ販売申込書」を大会事務局に原則、大会実施日の前年10月末日（グッズ販売は6月10日）までに申し出なければならない。

2 大会事務局は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、速やかに協賛等の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた申請者は、納付期限までに協賛金、出店料又は写真撮影販売申込額（以下「納付金」という。）を納めなければならない。

4 大会事務局は、前項の納付を確認後、協賛決定通知又は承認証を発行する。

5 第3項に規定する納付期限までに入金がなかった場合は、協賛決定通知又は承認証を発行しない。

(報告)

第5条 大会事務局が必要と認めるときは、協賛等の報告書（任意形式）の提出を求めることができる。

(その他)

第6条 大会が中止となった場合、申請者の自己都合による取りやめを含め、納付金納付後の返金は、いかなる場合も行わない。

第7条 その他、この規程にない事項等疑義が生じた場合は、双方が協議し決定するものとする。

【協賛メニュー】

特 典	プラチナ（1 枠）	ゴールド（1 枠）	シルバー	ブロンズ	レギュラー	サポーター
	1,000 万円以上	100 万円以上	50 万円以上	30 万円以上	10 万円以上	5 万円以上
大会冠の付与 ※1	●					
アスリートビブスにロゴ掲載	●（上段）	●（下段）				
スターター権（複数スターター中1 枠）	●（フル）	●（10 km）				
フィニッシュゲートにロゴ掲載	●（特大）	●（大）	●（中）	●（中）	●（小）	
ステージバックボードにロゴ掲載	●（特大）	●（大）	●（中）	●（中）	●（小）	
大会ポスターにロゴ掲載 ※2	●	●	●	●	●	
大会 HP にバナー掲載（企業 HP リンク）	●	●	●	●	●	●
アスリートガイドにロゴ掲載	●	●	●	●	●	●
会場アナウンスにて企業名紹介	●	●	●	●	●	●
協賛企業ブース出店（2 × 3 間）	3 張分まで	1 張分	1 張分			
会場内に横断幕掲出	4 枚まで	2 枚まで	2 枚まで	1 枚まで		
会場内に幟旗掲出	16 本まで	8 本まで	6 本まで	4 本まで		
招待エントリー枠の付与	8 名まで	4 名まで	2 名まで	1 名		
選手送付物へのチラシ封入	4 種類まで	2 種類まで	1 種類	1 種類		
大会 HP 及び FB へ PR 記事掲載	4 回まで	2 回まで	1 回	1 回	1 回	1 回

※1 大会実施日の前年4月30日までに申し込みをした場合に限る。 ※2 大会実施日の前年7月1日までに申し込みをした場合に限る。

《注意事項》

①物品協賛の場合、「市場価格換算額」を金銭による協賛の金額に読み替える。大会運営にそぐわないと判断した物品の提供は断る場合もある。

②プラチナ＆ゴールドパートナーは、プロポーザル方式により選定するが、前回大会の申込み企業を優先する。

③大会HP用バナー・のぼり旗・横断幕は企業側で用意する。のぼり旗・横断幕の設置場所は大会事務局で指定する。

④出店について

- ・出店場所は大会事務局で指定する。
- ・賠償責任保険に加入していること。
- ・飲食物の出店は食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は出店者側で対応するとともに衛生管理に十分注意し、消毒液等で定期的に手等の消毒をすること。
- ・火器を使用する場合は消火器（ABC消火器の10型以上）を用意すること。

【出店】

No.	品 目	内 容	金 額
1	出店（大会当日）	大会会場での出店（2×3間スペース）	50,000 円以上（市内業者：25,000 円以上）

《注意事項》

- ①物品による支払いの場合は、「市場価格換算額」を金銭による協賛の金額に読み替え、物品の内容については大会事務局と協議の上決める。ただし、飲食物による支払いは不可とする。
- ②出店について出店場所は大会事務局で指定する。申込み多数の場合は事務局にて内容等を審査し選考する。
- ③出店に必要なテント、机、椅子等は出店者側で用意すること。また、強風等に対応出来る十分な安全対策を施すこと。
- ④賠償責任保険に加入していること。
- ⑤飲食物の出店については、食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は出店者側で対応するとともに、衛生管理に十分注意し、消毒液等で定期的に手等の消毒をすること。
- ⑥火器を使用する場合は消火器（ＡＢＣ消火器の１０型以上）を用意すること。
- ⑦市内業者とは市内に本店を置く者とする。

【写真撮影販売】

No.	品 目	内 容	金 額
2	写真撮影販売	会場内等での選手の写真撮影及びインターネット等による販売 大会公式ＨＰに企業バナー掲載（１種類） 大会公式ＨＰ新着情報への掲載（２回） 選手配布物へのチラシ封入（１種類：約 7,500 枚）	200,000 円以上

《条件》

- ①写真撮影に際し、コース上には出ないこと。
- ②ストロボは使用しないこと。
- ③安全確保のためドローン等による空撮は行わないこと。
- ④責任者は大会本部と連絡が取れる体制にあること。
- ⑤選手・応援・大会関係者が不快となるような行動は避けること。
- ⑥トラブルが発生した場合には、速やかに責任を持って対処すること。
- ⑦配置時間、人員、場所、方法等について計画書を提出すること。
- ⑧その他大会事務局の指示に従うこと。

《注意事項》

- ①写真撮影販売は１社のみとし、プロポーザル方式により選定する。
- ②大会ＨＰ用バナー、チラシは企業側で用意する。

【グッズ販売】

No.	品 目	内 容	金 額
3	グッズ販売	大会オリジナルグッズの作成販売 大会公式ＨＰに企業バナー掲載（１種類） 大会公式ＨＰ新着情報への掲載（２回） 選手配布物へのチラシ封入（１種類：約 7,500 枚）	200,000 円以上

《条件》

- ①大会オリジナルグッズ作成にあたっては必要な許諾を得ること。
- ②トラブルが発生した場合には、速やかに責任を持って対処すること。

《注意事項》

- ①グッズ販売は同種商品につき１社のみとし、プロポーザル方式により選定する。
- ②大会ＨＰ用バナー、チラシは企業側で用意する。